



減価償却の変更と中古資産

償却方法の変更

法人税法で選定できる償却方法は、資産の区分ごとに定められており、選択した償却方法は継続して適用する必要があります（図表1参照）。

ただし、事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受けた場合は、その事業年度から償却方法を変更できます（現在の償却方法を採用してから3年経過していない等、一定の場合には償却方法の変更は認められません）。

償却方法を変更した際の具体的な計算方法は以下のとおりです。

(1) 債却方法を定額法から定率法に変更

償却方法を定額法から定率法に

変更した場合は、基本的に、その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を基礎として、その減価償却資産の耐用年数に応じた償却率によって、償却限度額を計算します（図表2参照）。

取得価額100万円、耐用年数10年、定額法を採用している減価償却資産を、取得から4年目に定率法に変更したケースで考えてみましょう。この場合、定率法に変更した4年目は、期首帳簿価額に定率法の償却率をかけた14万円が償却限度額となります。定額法から定率法へ変更した際の耐用年数は、取得時と同様の耐用年数（事例だと「10年」）で計算します。

(2) 債却方法を定率法から定額法に変更

債却方法を定率法から定額法に

図表1 主な資産の区分と償却方法

資産の区分	選択できる償却方法	法定償却方法
■ 建物	旧定額法、旧定率法	旧定率法
	旧定額法	
	定額法	
	旧定額法、旧定率法	旧定率法
■ 建物附帯設備及び構築物	定額法、定率法	定率法
	定額法	
	旧定額法	
■ 有形減価償却資産 (建物、建物附帯設備、構築物、鉱業用、リース資産等除く)	旧定額法、旧定率法	旧定率法
	定額法、定率法	定率法
	旧定額法	
■ 無形減価償却資産 (鉱業権等を除く)	定額法	
	旧定額法	
■ 鉱業権	旧定額法、旧生産高比例法	旧生産高比例法
	定額法、生産高比例法	生産高比例法

※法定償却方法 種立等時に償却方法を選定しない場合、適用される償却方法

※税務署長の承認を受けて上記以外の特別な償却方法を選定することができる

"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載(予定)テーマ

- ①減価償却資産と法人税
- ②減価償却の要と中古資産
- ③資本的支出と減価償却
- ④リース資産の取扱い
- ⑤賃貸資産の取扱い
- ⑥減価償却資産の取扱い

図表2 定額法から定率法に変更した場合の償却限度額の計算

年数	償却方法	耐用年数	償却率	償却限度額	計算式	期末残額
1年目	定額法	10年	9.10%	100,000		900,000
				100,000×9.10%		800,000
				100,000		700,000
				100,000		560,000

図表3 定率法から定額法に変更した場合の償却限度額の計算

年数	償却方法	耐用年数	償却率	償却限度額	計算式	期末残額
1年目	定率法	10年	0.20%	20,000		1,000,000×0.20%
				20,000		800,000
				20,000		600,000
				20,000		400,000

図表4 未償却残額表(定率法／平成24年4月1日以降取得分)※一部抜粋

耐用年数	3	4	5	6	7	8	9	10
1年	0.333	0.500	0.600	0.667	0.714	0.750	0.778	0.800
2年	0.444	0.250	0.350	0.445	0.510	0.563	0.595	0.640
3年	0.500	0.125	0.216	0.297	0.364	0.422	0.471	0.512
4年	0.500	0.108	0.198	0.260	0.316	0.366	0.410	
5年	0.500	0.099	0.173	0.237	0.285	0.328		
6年	0.500	0.086	0.158	0.214	0.262			
7年	0.500	0.079	0.143	0.197				
8年	0.500	0.071	0.131					
9年	0.500	0.066						
10年	0.500	0.060						

中古資産を取得した場合の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、使用可能期間として見積もった年数とすることができます。

ただし、使用可能期間を見積もることは実務では難しいため、次

中古資産の耐用年数

中古資産を取得した場合の耐用年数は、「4年落ち」となると、耐用年数は、「6年 - 4年 + 4年 × 20%」となり、「2・8年 → 2年」となり、「2・8年 → 2年」となり、「定率法」を採用していれば車両（法定耐用年数6年）が4年落ちとなると、耐用年数は、「6年 - 4年 + 4年 × 20%」となりますが、年数が2年未満の場合合は2年となります。

たとえば車両（法定耐用年数6年）が4年落ちとなると、耐用年数は、「6年 - 4年 + 4年 × 20%」となり、「2・8年 → 2年」となり、「2・8年 → 2年」となり、「定率法」を採用していれば車両（法定耐用年数6年）が4年落ちとなると、耐用年数は、「6年 - 4年 + 4年 × 20%」となりますが、年数が2年未満の場合合は2年となります。

ひらいみつひろ 平井会計事務所代表 中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています

「」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています